

Q



組織再編税制が改正されたと聞きましたが、具体的にどう変わったのですか？

A



- ① 支配関係のない法人の単独新設分割型分割による特定事業の独立会社化（いわゆる『スピノフ』）が適格要件を満たせるようになりました。
- ② 一定の場合において合併や株式交換について、その他の株主に金銭交付しても、適格要件のうち対価の要件（金銭等不交付）を満たすことされました。

●改正概要●

①スピノフ税制※

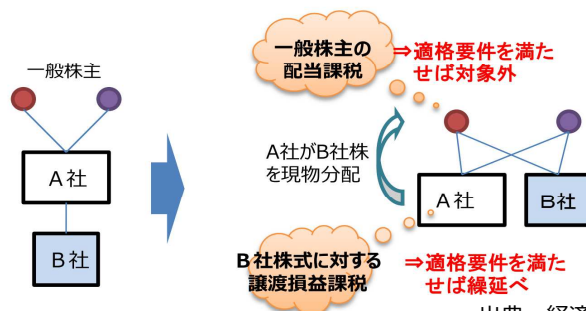
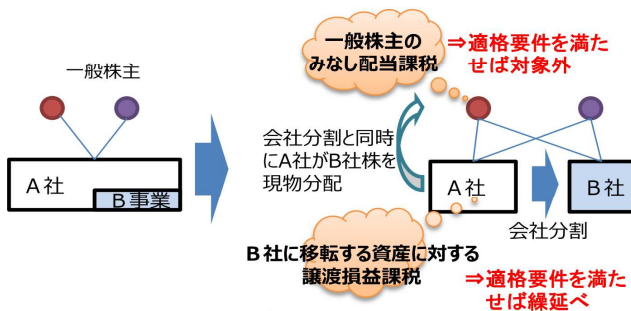
減税

・分割型分割、現物分配を行う場合において、支配関係のない法人であっても一定の要件を満たす場合には、適格となり、**移転資産に対する譲渡損益課税が繰り延べられ、かつ、一般株主に対するみなし配当課税も繰り延べられる**ことになりました。

※スピノフとは、会社の一部門を切り離して独立させる分社化の一手法をいいます。

1. 事業部門のスピノフの場合（分割型分割）

2. 完全子会社のスピノフの場合（現物分配）



出典：経済産業省

②スクイーズアウト※

減税

増税

・全部取得条項付種類株式等によるスクイーズアウトを新たに対象にするとともに、合併・株式交換時に少数株主への金銭の交付を行った場合においても適格要件を満たすこととなりました。

※スクイーズアウトとは、少数株主から強制的に株式を取得し100%子会社化することをいいます。

スクイーズアウト手法	概要	対象会社の課税関係	
		現行	改正後
合併	合併の対価として買収会社が買収対象会社の株主に金銭を交付し、少数株主を退出させる。	資産・負債の移転に伴う譲渡損益課税	原則、課税。 組織再編税制における要件を満たした場合は課税繰延べ。 <small>併せて、2/3以上を保有していれば少数株主への金銭対価の交付を可能とするなど、要件を見直し</small>
株式交換	株式交換の対価として買収会社が買収対象会社の株主に金銭を交付し、少数株主を退出させる。	一定の資産に時価評価課税	
全部取得条項付種類株式	買収対象会社の既存の普通株式を全部取得条項付の種類株式に変更。それを少数株主が端数になる種類株式を対価として買収対象会社が取得する決議をし、少数株主に端数相当の金銭を交付して退出させる。	課税なし	
株式併合	買収対象会社の少数株主の全員が1株未満となる株式併合を行い、少数株主に端数相当の金銭を交付して退出させる。	課税なし	
株式売渡請求	買収対象会社の9割以上の議決権を有する株主（買収会社）が、対価の額等を定めて買収対象会社に通知。取締役会承認等の手続を経て買収対象会社の株主から金銭を対価に買収対象会社の株式を取得する。	課税なし	

出典：経済産業省

①平成29年 4月1日以後に開始する事業年度について適用開始

②平成29年10月1日以後に開始する事業年度について適用開始

POINT



経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編を加速させるため、スピノフ・スクイーズアウトなど円滑な実施を可能とする税制の整備を行う観点から組織再編税制等が見直されています。